

		1. 就学援助制度の周知方法															
都道府県	市区町村名	(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)										(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他 →(2)	ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け		イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他 →(4)		
28	28	19	4	6	7	8	13	23	1	7	6	1	2	23	2	2	
山梨県	甲府市	○	○	○				○	○					○			
山梨県	富士吉田市	○						○		○	新小学校1年及び新中学校1年の対象世帯については、11月に書類を郵送。新小学校2年～6年及び新中学校2年～3年については、11月に学校で就学援助制度の書類を配布。			○			
山梨県	都留市	○						○						○			
山梨県	山梨市	○	○			○				○				○			
山梨県	大月市	○				○				○				○			
山梨県	蓮田市	○		○						○				○			
山梨県	南アルプス市	○				○				○				○			
山梨県	北社市			○						○				○			
山梨県	甲斐市	○	○		○					○				○			
山梨県	笛吹市	○		○						○				○			
山梨県	上野原市	○								○				○			
山梨県	甲州市	○								○				○			
山梨県	中央市	○				○				○				○			
山梨県	市川三郷町	○					○			○	新小学1年生には、就学時健康診断の結果通知に同封し配布			○			
山梨県	早川町									○	当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学援助制度は導入しておりません。				○	当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学援助制度は導入しておりません。	
山梨県	身延町	○								○				○			
山梨県	南部町									○				○			
山梨県	富士川町	○								○				○			
山梨県	昭和町	○								○	自治体から入学前に就学時援助制度の書類を郵送			○			
山梨県	道志村		○				○	○						○			
山梨県	西桂町						○	○						○			
山梨県	忍野村	○						○	○					○			
山梨県	山中湖村									○				○			
山梨県	鳴沢村	○				○	○							○			
山梨県	富士河口湖町	○								○	入学前支給については、就学時健診の案内と一緒に保護者宛に配布			○			
山梨県	小菅村									○				○			
山梨県	丹波山村									○	無償化のため就学援助制度を実施していない				○	無償化のため就学援助制度を実施していない	
山梨県	河口湖南中学校組合			○		○	○	○						○			

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)									
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他	ク. その他		
28	28	16	7	6	0	0	0	2	2	12	
山梨県	甲府市			○						年度当初に全児童生徒に申請書を配布するだけでなく、中途申請や入学前申請についても広報や大型ビジョンにて定期的に周知をしている。お知らせには年間収入の目安を記載している。	
山梨県	富士吉田市	○								就学援助制度の書類を郵送及び学校で配布を行い、全児童生徒の家庭に届くよう対応している。書類には、各費目の援助額や年間援助額を記載している。	
山梨県	都留市	○									
山梨県	山梨市			○							
山梨県	大月市	○									
山梨県	蓮田市	○	○								
山梨県	南アルプス市	○									
山梨県	北社市	○									
山梨県	甲斐市	○									
山梨県	笛吹市	○									
山梨県	上野原市	○									
山梨県	甲州市	○								制度のお知らせを学校を通じて児童生徒全世帯に配布している。お知らせに年間所得の目安額や各費目の援助額を記載している。	
山梨県	中央市			○						ブラジル国籍が多いので、ポルトガル語の周知文・申請書を作成	
山梨県	市川三郷町			○						新小学1年生には入学までに複数回書面で周知。援助対象となる年間所得の目安額等を記載。外国語の案内や記入例を作成。	
山梨県	早川町							○		当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学援助制度は導入しておりません。	
山梨県	身延町	○								各費目の援助額や年間総援助額の記載	
山梨県	南部町		○								
山梨県	富士川町		○							昨年度までの案内文書が文字のみでわかりにくかったため、わかりやすいタイトル、挿絵を使用し、新たに作成し直した。	
山梨県	昭和町	○									
山梨県	道志村		○							学校から児童生徒にたいして全員に制度周知の通知を配布している。援助できる費目について記載している。	
山梨県	西桂町		○							特になし	
山梨県	忍野村	○									
山梨県	山中湖村		○							学校での案内の配布(全児童・生徒)、前年度対象者に対して電話確認。	
山梨県	鳴沢村	○								前年度に申請があった者には、当年度も申請するか個別に確認している。	
山梨県	富士河口湖町	○									
山梨県	小菅村			○							
山梨県	丹波山村							○		無償化のため就学援助制度を実施していない	
山梨県	河口湖南中学校組合	○	○	○						入学時・進級時に申請書を全員に配布し、制度についての説明も行っている。	

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																						
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																						
		<中学校>																						
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期					(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)									(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)			
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ. その他(2)	ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)		ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など事務業務量が増加するから。	エ. その他(6)			
28	28	16	1	7	4	4	16	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	12	1	2	1	1	3	3
山梨県	甲府市	○					○											○						
山梨県	富士吉田市	○					○										○							
山梨県	都留市	○					○											○						
山梨県	山梨市	○					○											○						
山梨県	大月市	○					○											○						
山梨県	蓮峰市	○					○											○						
山梨県	南アルプス市	○					○											○						
山梨県	北社市	○					○											○						
山梨県	甲斐市	○					○											○						
山梨県	笛吹市	○					○											○						
山梨県	上野原市	○					○											○						
山梨県	甲州市	○					○											○						
山梨県	中央市	○					○											○						
山梨県	市川三郷町	○					○											○						
山梨県	早川町			○																		○		当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学援助制度は導入しておりません。
山梨県	身延町				○																			就学援助制度とは別に、本町に住所を有する児童生徒の保護者に対して、小中学校等に入学する前年度に入学支度金を支給しているため。※ただし、入学後も継続して本町に住所を有することが見込まれることを要件とする。
山梨県	南部町			○															○					
山梨県	富士川町			○																		○		昨年までに検討した結果、対応しないことになった。
山梨県	昭和町	○					○																	
山梨県	道志村			○																		○		
山梨県	西桂町			○															○					
山梨県	忍野村			○																		○		受給者及び受給予定者からの要望がないため
山梨県	山中湖村	○							○															
山梨県	鳴沢村				○																			中学校がありませんので記載なし。
山梨県	富士河口湖町	○					○															○		
山梨県	小菅村			○																		○		
山梨県	丹波山村				○																			無償化のため就学援助制度を実施していない
山梨県	河口湖南中学校組合				○																			管下中学校1校の一部事務組合で、構成町村で支給されるので。

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について															(4) ソ、タ又は子 を回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項							
		(1) 当てはまるもの1つに○							(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																									
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合に、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学等で保護者がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変化するもの)(例:生活保護の1.3倍(係数(倍率)を(4)に記入してください。))	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。					ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他					
28	28	7	3	14	2	2	2	24	25	21	22	22	24	3	3	15	20	5	5	8	10	2	2	1	0	15	5	0	15	0				
山梨県	甲府市		○																												1.3			
山梨県	富士吉田市	○						○	○	○	○	○	○																		1.2			
山梨県	都留市							○	○	○	○	○	○																			教育長が、就学援助が必要と認める者。		
山梨県	山梨市				○			○	○	○	○	○	○																			世帯委員数を基に一定の総収入額の基準額を設定		
山梨県	大月市	○						○	○	○	○	○	○																					
山梨県	蕨崎市			○				○	○	○	○	○	○																			生活が極めて困難であると教育委員会が特に認めた者		
山梨県	南アルプス市			○				○	○	○	○	○	○																					
山梨県	北社市			○				○	○	○	○	○	○																					
山梨県	甲斐市		○					○	○	○	○	○	○																			教育委員会が特に必要と認めた世帯		
山梨県	笛吹市	○						○	○	○	○	○	○																			上記に該当する項目がないが生活が困窮している 学校長又は民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者。		
山梨県	上野原市			○				○	○	○	○	○	○																					
山梨県	甲州市			○				○	○	○	○	○	○																				1.2	
山梨県	中央市			○				○	○	○	○	○	○																				児童扶養手当 所得制限額を準用	
山梨県	市川三郷町	○						○	○	○	○	○	○																				失業・休業・災害・病気等その他の事情により世帯の収入が少なく、経済的に困窮している場合、民生委員等の所見をもとに地教委の判断により認定する	
山梨県	早川町						○																										当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学援助制度は導入しておりません。	
山梨県	身延町	○						○	○	○	○	○	○																				特別な経済的理由で就学困難と教育委員会が認める場合 ・国民年金法に基づく国民年金掛け金の減免世帯 ・民生委員、児童委員及び学校長が生活状態が悪いと認めた世帯	
山梨県	南部町	○						○	○	○	○	○	○																					
山梨県	富士川町			○				○	○	○	○	○	○																					
山梨県	昭和町		○					○	○	○	○	○	○																					
山梨県	道志村			○				○	○	○	○	○	○																					1.5
山梨県	西桂町				○			○	○	○	○	○	○																					
山梨県	忍野村			○				○	○	○	○	○	○																					
山梨県	山中湖村			○				○	○	○	○	○	○																					その他教育長が、就学援助が必要と認める者
山梨県	鳴沢村			○				○	○	○	○	○	○																					
山梨県	富士河口湖町			○				○	○	○	○	○	○																					
山梨県	小菅村			○				○	○	○	○	○	○																					・世帯厚生資金による貸し付けを受けたもの ・上記以外のもので、失業・休業・災害・病気その他の事情により世帯の収入が少なく、経済的に就学が困難であると教育委員会が認めたもの
山梨県	丹波山村					○																												無償化のため就学援助を実施していない
山梨県	河口湖南中学校組合	○						○	○	○	○	○	○																					無償化のため就学援助制度を実施していない その他、特別な事情がある場合(失業・病気等)は、検討する。

都道府県	市区町村名	B. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
28	28	1
山梨県	甲府市	
山梨県	富士吉田市	
山梨県	都留市	
山梨県	山梨市	
山梨県	大月市	
山梨県	蓮田市	
山梨県	南アルプス市	
山梨県	北社市	
山梨県	甲斐市	
山梨県	笛吹市	
山梨県	上野原市	
山梨県	甲州市	
山梨県	中央市	
山梨県	市川三郷町	
山梨県	早川町	当町は義務教育世帯に対し、町単で「義務教育無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学援助制度は導入していない。 ○教育経費無償化 対象経費：教育に必要な教材費、教育に必要な校外学習経費 対象外経費：靴、制服、筆記用具、裁縫セット等、私物品として区分されるもの ○給食費無償化 全額を補助
山梨県	身延町	
山梨県	南部町	
山梨県	富士川町	
山梨県	昭和町	
山梨県	道志村	
山梨県	西桂町	
山梨県	忍野村	
山梨県	山中湖村	
山梨県	鳴沢村	
山梨県	富士河口湖町	
山梨県	小菅村	
山梨県	丹波山村	
山梨県	河口湖南中学校組合	
山梨県	合	